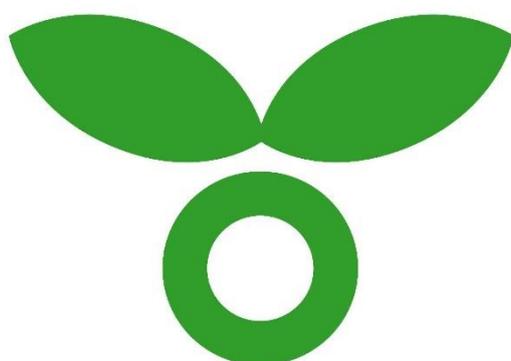


# 高津区地域防災計画



【令和5年9月版】

高津区役所

## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
<b>1 基本方針</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画の目的 .....	1
(2) 計画の目標 .....	1
(3) 川崎市地域防災計画との関係 .....	1
(4) 業務継続計画の整備等 .....	1
(5) 男女共同参画の視点への配慮 .....	1
(6) 東日本大震災等を踏まえた市の震災対策の見直しについて .....	1
<b>2 区の概要</b> .....	<b>2</b>
(1) 自然的条件 .....	2
(2) 社会的条件 .....	2
(3) 地震被害想定等 .....	3
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>5</b>
<b>1 防災組織体制</b> .....	<b>5</b>
(1) 区役所の役割 .....	5
(2) 防災関係機関 .....	5
(3) 自主防災組織 .....	5
(4) 高津区防災ネットワーク会議 .....	5
(5) その他の組織等 .....	6
<b>2 地域防災拠点とその役割</b> .....	<b>7</b>
<b>3 避難施設</b> .....	<b>7</b>
(1) 避難所 .....	7
(2) 避難所補完施設 .....	7
(3) 緊急避難場所 .....	7
(4) 広域避難場所 .....	7
(3) 一時避難場所 .....	8
(4) 被災者の避難・受入れ .....	8
(5) 帰宅困難者一時滞在施設（帰宅困難者対策） .....	8
(6) 避難施設の充実・強化 .....	8
(7) 避難所運営会議 .....	9
(8) 避難路の確認 .....	9
<b>4 緊急輸送体制</b> .....	<b>9</b>
(1) 緊急交通路 .....	9
(2) 緊急輸送道路 .....	10
(3) 緊急通行車両等の確認 .....	10

<b>5</b>	<b>災害に強い地域づくり</b> .....	<b>11</b>
	(1) 区民への啓発 .....	11
	(2) 自主防災組織の活性化の推進 .....	12
	(3) 防災ネットワークづくり .....	13
	(4) 防災訓練の実施 .....	13
	(5) 家庭における防災対策 .....	14
	(6) 高層集合住宅の予防対策 .....	15
	(7) 事業者の防災対策 .....	15
<b>6</b>	<b>災害に強い街づくり</b> .....	<b>15</b>
	(1) 建築物の耐震・不燃化の促進 .....	15
	(2) 倒壊・落下物防止等 .....	16
	(3) 河川災害の防止等 .....	16
	(4) がけ崩れの防止等 .....	16
	(5) 上下水道施設の安全対策 .....	16
	(6) 都市の防災構造化 .....	17
<b>7</b>	<b>災害時要援護者の支援</b> .....	<b>17</b>
	(1) 自助・共助の推進 .....	17
	(2) 災害時要援護者避難支援制度 .....	17
	(3) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成 .....	17
	(4) 福祉避難所ネットワーク会議 .....	17
	(5) 災害時要援護者の避難後の対策 .....	17
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....		<b>18</b>
<b>1</b>	<b>組織</b> .....	<b>18</b>
	(1) 区災害警戒体制 .....	18
	(2) 区災害警戒本部 .....	18
	(3) 区災害対策本部 .....	19
	(4) 動員区分 .....	21
	(5) 配備体制及び基準 .....	21
<b>2</b>	<b>情報の共有</b> .....	<b>24</b>
	(1) 情報の収集 .....	24
	(2) 情報の伝達 .....	24
	(3) 広報・広聴 .....	24
<b>3</b>	<b>地域における救助・救護等（区民の初期行動）</b> .....	<b>25</b>
	(1) 消火活動 .....	25
	(2) 救助活動 .....	25
	(3) 応急手当 .....	25
	(4) 通報 .....	25

<b>4</b>	<b>避難対策</b> .....	<b>25</b>
	(1) 避難の種類 .....	25
	(2) 避難所・緊急避難場所の開設 .....	26
	(3) 避難の実施方法 .....	27
	(4) 避難所の運営（避難所運営会議） .....	27
<b>5</b>	<b>帰宅困難者対策</b> .....	<b>28</b>
	(1) 武蔵溝ノ口駅・溝の口駅周辺の混乱防止 .....	28
	(2) 帰宅困難者への支援 .....	28
<b>6</b>	<b>医療救護体制</b> .....	<b>29</b>
	(1) 区本部の役割 .....	29
	(2) 医療救護所の設置 .....	29
	(3) 病院・診療所の役割 .....	29
<b>7</b>	<b>物資の供給</b> .....	<b>32</b>
	(1) 給水 .....	32
	(2) 食料・生活必需品 .....	32
	(3) 救援物資の受入・配分 .....	33
<b>8</b>	<b>遺体の取扱い</b> .....	<b>33</b>
	(1) 遺体安置所の設置 .....	33
	(2) 衛生対策 .....	34
	(3) 資機材の調達 .....	34
	(4) 遺体の検視・調査等 .....	34
	(5) 遺体の検案 .....	34
	(6) 遺体の処理 .....	34
<b>9</b>	<b>応急危険度判定等</b> .....	<b>34</b>
	(1) 建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定活動 .....	34
	(2) 資器材等 .....	35
<b>10</b>	<b>ごみ・し尿処理</b> .....	<b>35</b>
	(1) ごみ処理 .....	35
	(2) し尿処理 .....	35
	(3) 災害用トイレ .....	35
<b>11</b>	<b>消防対策</b> .....	<b>35</b>
	(1) 警防体制 .....	35
	(2) 警防活動 .....	35
<b>12</b>	<b>警備活動</b> .....	<b>36</b>
<b>13</b>	<b>ライフライン</b> .....	<b>36</b>
	(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社） .....	36
	(2) ガス（東京ガス株式会社） .....	36
	(3) 上水道（川崎市上下水道局） .....	36

(4) 下水道（川崎市上下水道局）	37
(5) 電話（東日本電信電話株式会社）	37
<b>14 災害ボランティア</b>	<b>37</b>
(1) 一般ボランティア	37
(2) 専門ボランティア	38
<b>15 公共施設等</b>	<b>38</b>
<b>第4章 区民生活の安定</b>	<b>39</b>
<b>1 被災者への生活支援</b>	<b>39</b>
(1) 生活相談	39
(2) 生活援護資金等	39
(3) り災証明	39
(4) 市税・保険料等の減免措置等	39
<b>2 被災者の住宅確保</b>	<b>39</b>
<b>第5章 東海地震に関連する対策計画</b>	<b>40</b>
<b>1 大規模地震対策について</b>	<b>40</b>
<b>2 東海地震に関する情報が発表された場合の対応措置</b>	<b>40</b>
(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時	40
(2) 東海地震注意情報発表時	40
<b>3 警戒宣言時（東海地震予知情報発表時）の対応措置</b>	<b>40</b>
(1) 区がとるべき措置	40
(2) 防災関係機関がとるべき措置	40
(3) 区民がとるべき措置	40
(4) 事業所等がとるべき措置	41
<b>4 混乱防止対策</b>	<b>41</b>
<b>5 事前対策の推進</b>	<b>42</b>

# 第1章 総則

風水害及び震災等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つです。また、区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自発的な防災活動への参加をし、地域で互いを助け合う「共助」に努めることが重要です。

特に、各家庭においては、家族で日頃より避難場所、避難経路、互いの連絡方法、非常食の備蓄などを話し合い、防災意識の向上を図ることが求められています。

## 1 基本方針

### (1) 計画の目的

高津区地域防災計画（以下、「区地域防災計画」といいます。）は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に実施することにより、区域並びに区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、区民の防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の推進をもって地域防災力を強化することを目的とします。

なお、この区地域防災計画は震災及び風水害対策を中心に作成しておりますが、他の災害等においてもこれを準用することにより対応するものとします。

### (2) 計画の目標

区地域防災計画の策定に当たっては、計画の目的を達成するために必要となる災害時における区民の責務及び行政等の責務を、高津区の特徴を採り入れつつ区民に分かりやすく提示します。

### (3) 川崎市地域防災計画との関係

区地域防災計画は、川崎市地域防災計画及び関係法令等との整合性・関連性を有するものとします。

### (4) 業務継続計画の整備等

区役所は、災害発生時における行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とする業務継続計画（BCP）を整備するほか、災害対策に関する各種マニュアルを作成し、区民や関係機関・団体への周知を図ります。

### (5) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっています。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、区では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

### (6) 東日本大震災等を踏まえた市の震災対策の見直しについて

川崎市では、東日本大震災の発生を受けて、平成23年6月に学識経験者からなる川崎市防災対策検討委員会の中に「東日本大震災対策検討部会」を設け、地域防災計画（震災対策編）、

地震被害想定調査、地震防災戦略及び備蓄計画等の見直しをはじめ、課題となった「津波対策」、「液状化対策」、「帰宅困難者対策」、「長周期地震対策」及び「石油コンビナート対策」等の各対策に取り組んできました。

また、熊本地震等から得られた教訓や課題をふまえ、「川崎市受援マニュアル」の策定や「川崎市地域防災計画」、「川崎市備蓄計画」の改訂を行うとともに、避難所運営に係る動員体制やマニュアルの見直し等に取り組んでいます。

## 2 区の概要

### (1) 自然的条件

高津区は、面積が17.1平方キロメートルで市域の約12パーセントを占め、細長い市域のほぼ中央に位置し、多摩川や矢上川沿いの平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらに、それらをつなぐ多摩川崖線の斜面緑地によって区域が構成され、標高も10m未満から50m以上と起伏ある地形が特徴となっています。

昭和30年代からの高度成長期には東京のベッドタウンとして区内での開発が急激に高まり、それに伴い農地だけでなく斜面緑地においても宅地開発が各所で行われました。

さらに、区内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づき神奈川県知事が指定する「急傾斜地崩壊危険区域」が50か所あり、市内102か所の約半数を占めています。加えて「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」も97か所（一部は急傾斜地崩壊危険区域と重複）あります。

このように高津区は、多摩川水系及び鶴見川水系の河川による浸水被害の危険性が指摘される一方、丘陵地域では急傾斜地における、がけ崩れ等の土砂災害の危険性が高いことが挙げられ、このような条件に対応した災害対策が求められています。

<資料1 浸水実績図>

<資料2 急傾斜地崩壊危険区域一覧>

<資料3 土砂災害ハザードマップ>

<資料4 洪水ハザードマップ>

<資料5 内水ハザードマップ>

### (2) 社会的条件

高津区は多摩川を挟んで東京都に接し、都心から放射状に伸びる交通網として国道246号や国道466号（第三京浜道路）及び鉄道として東急田園都市線が区域を横切り、丘陵部で隣接する横浜市と連絡しています。一方、縦貫する幹線として、国道409号・主要地方道川崎府中（府中街道）や主要地方道鶴見溝ノ口・野川菅生（尻手黒川道路）及び鉄道ではJR南武線が区域を通り、市域を連結する重要な交通網を形成しています。区域の中心部である溝口駅周辺は交通の結節点であり、市内有数の商業地であるとともに公共機関や業務系施設、教育施設等が集積しています。

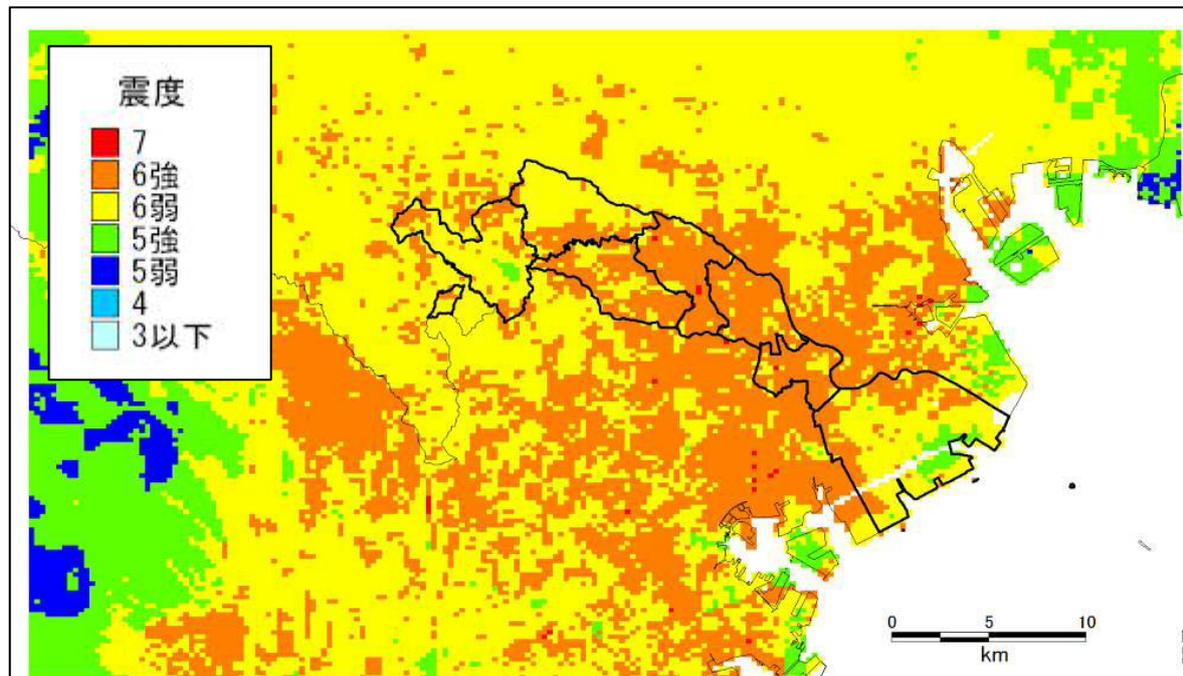
このように交通の利便性もあり、工場跡地や斜面緑地等の開発も行われていることから、人口増加が継続しています。

【高津区の世帯数・人口（令和5年3月1日現在）】

	世帯数	人口	男	女
川崎市	762, 191	1, 538, 998	774, 249	764, 749
高津区	115, 694	233, 693	115, 551	118, 142

(3) 地震被害想定等

川崎市に最も大きな被害が想定される地震である「川崎市直下の地震（M7.3）」が発生した際の震度分布は次のとおりです（川崎市地震被害想定調査報告書（平成25年3月）参照）。



※高津区は、震度6弱以上、場所によって震度7の揺れになるおそれがあります。

高津区における「川崎市直下の地震」の被害想定（冬18時の場合）は、次の表のとおりです。平成25年の川崎市地震被害想定調査では、平成22年の調査よりも想定される震源域の位置が2km程度深くなっているため、被害が軽減する傾向にあります。そのため、市計画は、平成22年と平成25年の被害想定結果を比較して安全面を考慮し、被害が大きい結果を踏まえて策定されていることから、次の表には、平成22年と平成25年の調査の両方に基づく被害想定を示します。

【川崎市直下の地震（冬18時）における高津区の主な被害想定】

種別	被害項目	平成25年調査	平成22年調査	単位
建物被害	全壊棟数	3, 083	6, 386	棟
	半壊棟数	7, 468	8, 901	棟
地震火災	出火件数	52	50	件
	焼失棟数	2, 028	1, 671	棟
人的被害	死者数	108	196	人
	負傷者数	2, 300	3, 165	人

ライフライン	上水道断水世帯数	58,831	71,020	世帯
	下水道機能支障世帯数	22,177	33,513	世帯
	停電世帯数	60,187	-	世帯
生活支障	避難者数（1～3日後）	58,457	71,133	人
溝口駅前滞留者数（私用等外出者）		6,364	-	人

## 第2章 災害予防計画

### 1 防災組織体制

#### (1) 区役所の役割

区役所は、区域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から安全に守るため、区内の防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。

#### (2) 防災関係機関

高津区に関連する主な防災関係機関は次のとおりです。

##### ア 神奈川県

川崎治水センター等

##### イ 神奈川県警察

高津警察署

##### ウ 指定地方行政機関

関東地方整備局(川崎国道事務所、京浜河川事務所)、東京管区气象台(横浜地方气象台)等

##### エ 指定(地方)公共機関

東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、日本赤十字社、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、日本郵便(株)、東急電鉄(株)、東急バス(株)、(公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県LPガス協会(川崎北支部)等

##### オ 公共的団体及び関係施設

(一社)川崎建設業協会、(公社)川崎市医師会、(公社)川崎市歯科医師会、(一社)川崎市薬剤師会、(公社)川崎市看護協会、(社)神奈川県柔道整復師会、社会福祉施設管理者、学校法人等

#### (3) 自主防災組織

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要です。そのため、地域住民の連帯により結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努めるものとします。また、市及び区は自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるよう、育成・指導に努めます。

なお、自主防災組織における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した地域防災活動に取り組みます。

<資料6 自主防災組織一覧>

#### (4) 高津区防災ネットワーク会議

区内所在の公共機関、交通機関、私立学校、民間企業等によって構成する会議で、大規模災害時の混乱を最小限に食い止めるため、関係機関が連携し、区内の防災体制、地域の災害予防・防災活動に関する情報共有や課題の解決に向けた取組を推進します。また、課題ごとに部会を開催し、個々の課題に対する具体的な解決策を協議・検討し、実施していきます。

##### ア 交通・帰宅困難者対策部会

溝口駅を中心に帰宅困難者の滞在場所の確保、誘導、情報の提供等を迅速に行える体制の

構築について協議していきます。

イ 被災者支援部会

避難所の開設・運営及び被災者に対する支援体制について協議していきます。

ウ 二次（福祉）避難所ネットワーク会議

通常の避難所で安定した避難生活を送ることが困難な高齢者、障害者等が、より適切な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者に対する支援体制について協議していきます。

エ 医療救護ネットワーク部会

災害時医療救護の拠点となる医療救護所の機能の充実・強化を図ることを目的に医療関係者等を中心に協議していきます。

オ 応急作業部会（令和5年度から設置予定）

道路啓開や物資の運搬など、応急対策に関することを協議していきます。

<資料7 高津区防災ネットワーク会議組織図>

<資料8 高津区防災ネットワーク会議参加団体>

**（5）その他の組織等**

ア 企業市民としての役割

区内に事業所を設置している企業は、事業活動を行う地域社会の一員としてその社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力をもって住民とともに周辺地域における防災活動が求められることから自主消防組織等を編成し、発災対応に努めるものとします。また、平常時から積極的に自主防災組織等、地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域防災体制の確立への協力を図るものとします。

なお、従業員が安心して防災対応、業務継続ができるよう3日分以上（可能であれば7日以上）の備蓄等についても推進するものとします。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整えるものとします。

イ 大学等

区内に校舎等を設置している大学等は、平常時から積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するための体制づくりに努めるものとします。また、帰宅困難者一時滞在施設として協定を締結した施設は、区長からの要請を受けて、開設の判断を行い、可能な限り帰宅困難者の受け入れ及び支援等（協定書内容の範囲とする）に努めるものとします。

ウ 区民

区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」が基本であり、地域や市で実施する防災訓練に積極的に参加するなど、防災に関する知識の習得を図るとともに、平常時から、建物の耐震・耐火の措置や家具の転倒防止、最低3日分（できれば7日分）の水分及び食料等の家庭での備蓄に努めるものとします。

## 2 地域防災拠点とその役割

災害発生時における災害対策の迅速、的確な対応を行うため、区内の市立中学校を地域防災拠点として位置づけており、この拠点には、避難収容機能・物資備蓄機能・応急医療救護機能・情報収集伝達機能の4つの機能を持たせています。

また、災害時にヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、地域防災拠点の校舎屋上には学校名の略称を表示しています。

なお、避難所（小学校等）にも分散備蓄機能を持たせています。

### 【高津区内の地域防災拠点】

地域防災拠点	所在地	拠点内避難所
東橋中学校	子母口730	子母口小学校、久末小学校
橋中学校	千年1300	橋小学校、末長小学校、新作小学校
高津中学校	久本3-11-2	久本小学校、高津高校、高津スポーツセンター
東高津中学校	末長4-1-1	坂戸小学校、東高津小学校
西高津中学校	久地1-10-1	高津小学校、下作延小学校、久地小学校
宮崎中学校 (宮前区)	宮前区宮崎107	西梶ヶ谷小学校、梶ヶ谷小学校、宮崎小学校(宮前区)
向丘中学校 (宮前区)	宮前区神木本町5-11-1	上作延小学校、南原小学校、平小学校(宮前区)

## 3 避難施設

### (1) 避難所

災害によって自宅に住めなくなってしまった避難者等の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能を有する施設です。

### (2) 避難所補完施設

住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、緊急性や危険度から判断の上、避難所を補完するものとして、一時使用する施設です。

### (3) 緊急避難場所

切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類ごと（洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫等）に定める場所や施設です。

### (4) 広域避難場所

震災またはその二次災害等により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための場所です。

### 【高津区内の広域避難場所】

広域避難場所	所在地
多摩川河川敷	高津区内の多摩川河川敷

市民プラザ	新作 1 - 1 9 - 1
橘処理センター (R5.10 まで建替のため 使用不可)	新作 1 - 2 0 - 1
緑ヶ丘霊園	下作延 1 2 4 1

<資料 9 避難所・緊急避難場所一覧>

<資料 10 避難所補完施設一覧>

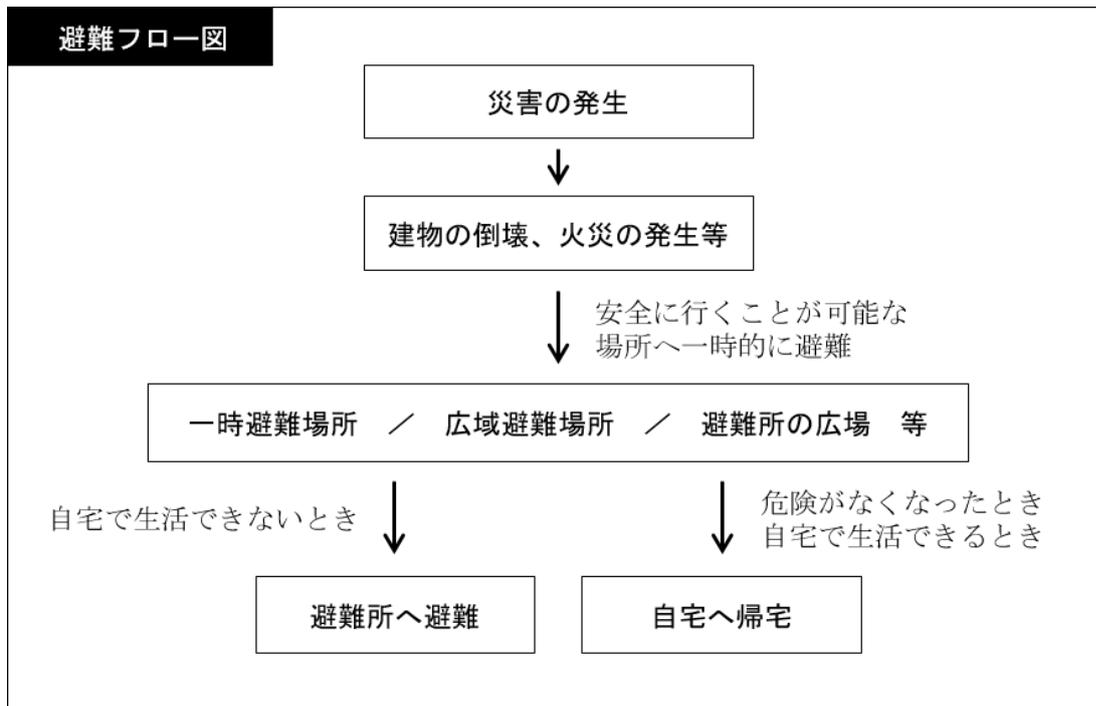
<資料 11 防災マップ>

### (3) 一時避難場所

地域住民等が震災（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波など）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所です。

### (4) 被災者の避難・受入れ

震災により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受け入れます。



### (5) 帰宅困難者一時滞在施設（帰宅困難者対策）

大地震の発生等により鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となって、行きどころのない人を一時的に受け入れる施設です。高津区では「溝口駅周辺地域エリア防災計画」に基づき、武蔵溝ノ口駅・溝の口駅をはじめ区内各駅における駅前滞留者による混乱の抑制を図るため公的・民間の一時収容施設の確保や発災時の連携体制の構築を図ります。

<資料 12 帰宅困難者一時滞在施設一覧>

### (6) 避難施設の充実・強化

市は、避難施設の充実・強化を図るために次の3点について取り組みます。

ア 耐震強化・補強工事

市立小・中・高校の耐震調査を行い、対策が必要な学校については、耐震補強工事を実施しています。併せて体育館のガラスの飛散防止措置を行っています。

#### イ 防災行政無線と屋外受信機等の情報受伝達手段の整備

区災害対策本部（以下「区本部」といいます。P.20 組織構成図参照）との情報受伝達手段として、260メガヘルツ帯デジタル移動系無線の整備を図ります。また、地域防災拠点及び避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、学校への屋外受信機の整備を図ります。

また、避難所から関係機関等への円滑な連絡のため、避難施設に災害時特設公衆電話の整備を行っています。

#### ウ 備蓄機能の強化

地域の特性に応じ、必要最低限の食料品、生活必需品、資器材等を地域防災拠点及び避難所に分散備蓄します。また、各区にある備蓄倉庫を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図ります。

<資料 13 災害用備蓄物資一覧表>

### (7) 避難所運営会議

避難所の管理運営は区民と区とが連携して行う必要があるため、自主防災組織を中心にPTA、施設管理者、地域ボランティア等で避難所運営会議を組織し、避難所の業務について、それぞれの役割の確認を行います。また、避難所の運営を的確に行うために、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成するとともに、開設・運営訓練を実施します。

### (8) 避難路の確認

区民が速やかにかつ安全に避難所へ行くことができるよう、防災マップや「備える。かわさき」等により、避難路の周知を図ります。

区民は、日頃から避難所の位置等を確認し、災害時に安全に避難できるよう、複数の避難経路を確認しておくものとします。

## 4 緊急輸送体制

### (1) 緊急交通路

県公安委員会が、発災時に被災者の避難や救急活動、消火活動等に使用する緊急車両のみの通行に限定される緊急交通路として、指定を想定している路線は次のとおりです。

【区内の緊急交通路線とその区間】

路線名	区間
国道466号（第三京浜道路）	東京都境から宮前区境までの間
国道246号	東京都境から宮前区境までの間
国道409号（県道川崎府中を含む）	中原区境から多摩区境までの間
県道14号 鶴見溝ノ口	中原区境から高津交差点までの間
県道45号 丸子中山茅ヶ崎	中原区境から横浜市境までの間

## (2) 緊急輸送道路

市は、震災時に被災者が避難するため及び医薬品・食料・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するために、緊急輸送路を指定します。

また、区内の各避難所等との通行路を確保するため、区役所においても、平常時より区内の緊急交通路と緊急輸送路を訓練等で確認するよう努めます。

区内の路線及び区間は、次のとおりです。

### ア 第1次緊急輸送道路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線

路線名	区間
国道409号	中原区境～国道246号
県道9号 川崎府中	中原区境～多摩区境 (国道409号含む)
県道14号 鶴見溝ノ口	中原区境～国道409号
県道45号 丸子中山茅ヶ崎	中原区境～横浜市境
県道106号 子母口綱島	野川菅生線～横浜市境
市道 野川菅生線	鶴見溝ノ口～宮前区境
市道 尻手黒川線	鶴見溝ノ口～丸子中山茅ヶ崎
市道 鹿島田菅線	梅林交差点～多摩区境

### イ 第2次緊急輸送道路線

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線

路線名	区間
市道 幸多摩線	中原区境～多摩区境
市道 小杉菅線	中原区境～国道409号
市道 宮内新横浜線	中原区境～鶴見溝ノ口
市道 子母口宿河原線	鶴見溝ノ口～宮前区境
市道 二子千年線	幸多摩線～子母口宿河原線
市道 野川柿生線	鶴見溝ノ口～宮前区境
緊急用河川敷道路	多摩川河川敷

<資料11 防災マップ>

## (3) 緊急通行車両等の確認

緊急交通路が指定され、緊急通行（輸送）車両以外の車両の通行を禁止又は制限する交通規制が行われた場合、区役所が所有する各車両に保管してある「緊急通行（輸送）車両事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」を高津警察署等（検問所含む）に提出することにより、緊急通行（輸送）車両としての標章（ステッカー）が交付され、これを提示することにより、緊急交通路を運行することができます。

## 5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限に止め、被害の拡大を防止するためには、区民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人・地域・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を構築し、地域における防災力の向上を図ります。

そのために、自助・共助・公助の役割に基づき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施などを通じて、災害に強い地域づくりを推進します。

### (1) 区民への啓発

市及び区は、子どもから大人までのあらゆる年齢層の区民に対して防災知識の普及に努めるとともに、防災意識の高揚を図ります。

#### ア 方法

- (ア) 市民地震防災デー（毎月15日）
- (イ) 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等
- (ウ) 防災講演会、ぼうさい出前講座等
- (エ) 各種イベント及び区防災コーナー
- (オ) 川崎市及び高津区ホームページ（防災情報ポータルサイト等）
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア
- (キ) 防災訓練や災害図上訓練
- (ク) ハザードマップ作り
- (ケ) 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）

#### イ 内容

- (ア) 災害に関する基礎知識
- (イ) 災害発生時にとるべき行動
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨一週間」分以上の食料・飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡方法、マイタイムラインの作成等）
- (エ) 気象予報等発表時にとるべき行動
- (オ) 企業の防災対策
- (カ) 企業と地域住民との連携
- (キ) 避難所等の周知
- (ク) 各種ハザードマップによる危険区域等の周知
- (ケ) 市及び防災関係機関等の防災対策
- (コ) 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
- (サ) 災害に関する情報の入手方法
- (シ) 東日本大震災及び熊本地震等の過去の災害からの教訓や事例など
- (ス) 生活再建に向けた事前の備え
- (セ) その他必要なこと

## (2) 自主防災組織の活性化の推進

区民は、地域住民の連帯に基づく自主防災組織の活動の充実に努め、区は、自主防災組織の育成・支援を行います。

### ア 自主防災組織の活動

#### (ア) 自主防災組織の基本的活動

(平常時)

- a 地域住民への防災知識・技能の普及
- b 防災訓練の実施
- c 防災用資器材の整備・点検
- d 組織体制の整備拡充
- e 災害時要援護者の支援

(災害時)

- a 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- b 救出・救護活動
- c 初期消火活動
- d 避難所運営

#### (イ) 他の防災関係機関との連携

### イ 自主防災組織に対する支援

#### (ア) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

#### (イ) 自主防災組織連絡協議会

自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図ります。

区は、区内防災活動の一体化・統一性を図る軸となる区自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、自主防災組織の活性化の推進を図ります。

#### (ウ) 活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金）

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時からの組織活動を促進するために活動助成金を交付します。

#### (エ) 防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金）

災害時の防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対して補助金を交付します。

#### (オ) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付します。

#### (カ) 防災資器材の備蓄場所の確保

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場

所の確保に協力します。

(キ) 自主防災組織等への防災資器材の貸出し

市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出します。

(ク) 自主防災組織に対する訓練指導

市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施します。

(3) 防災ネットワークづくり

区は、地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに避難所運営会議を設置するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議を推進します。

ア 防災ネットワーク一覧

防災ネットワーク 連絡会議	避難所運営会議	防災ネットワーク 連絡会議	避難所運営会議
東橋中学校区	東橋中学校	(宮前区) 宮崎中学校区	梶ヶ谷小学校
	子母口小学校		西梶ヶ谷小学校
	久末小学校		(宮)宮崎中学校
橋中学校区	橋中学校	西高津中学校区	(宮)宮崎小学校
	橋小学校		西高津中学校
	末長小学校		高津小学校
東高津中学校区	新作小学校	(宮前区) 向丘中学校区	久地小学校
	東高津中学校		下作延小学校
	坂戸小学校		上作延小学校
高津中学校区	東高津小学校		南原小学校
	高津中学校		(宮)向丘中学校
	久本小学校		(宮)平小学校
	高津高校		
	高津スポーツセンター		

イ 防災ネットワークの活動内容

防災ネットワーク連絡会議は、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換などを行い、災害時には各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整などを行います。

(4) 防災訓練の実施

市、区及び防災関係機関は、相互の連携を強化し、災害時に的確な災害応急活動を行うことを目的に、また、区民一人ひとりの防災意識の向上を図るため防災訓練を実施します。

ア 総合防災訓練（九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）中に市内全域を対

象として、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関、地域住民、企業等と一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を実施します。

イ 高津地区防災訓練・橘地区自主防火防災訓練

それぞれ年1回、高津地区自主防災組織連絡協議会及び橘地区連合自治会が主催となって防災訓練を実施します。

ウ 行政、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 区役所の訓練

関連機関も参加した区本部設置訓練、情報受伝達訓練、所管業務訓練等を実施します。また、実働訓練のほか、地震発生を想定した災害図上訓練を実施することで、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとします。

(イ) 防災関係機関の訓練

各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(ウ) 自主防災組織の訓練

「自助・共助」という防災の基本に即した訓練を実施します。

(エ) 事業所等の訓練

顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を各種防災計画・マニュアルに基づき実施します。

(5) 家庭における防災対策

ア 家庭内備蓄等

大地震等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、焼失により、その時点から区民は生活に支障をきたす事が考えられます。食料等は地域防災拠点や避難所にも備蓄されていますが、それらには限りがあり、さらに、救援物資が被災者に配布されるのにも数日かかることが予想されます。そのため、区民は、災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備に努めなければなりません。

(ア) 最低3日分、推奨7日分以上の備蓄品

飲料水(1人1日当たり3ℓ)、保存食品(パックの米、乾麺、カップラーメン等)、乳幼児の粉ミルク・離乳食等

(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医薬品、雨具、防寒具等家族の構成を考えて、必要に応じた物を用意します。

イ 家屋の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下物の防止対策

日頃から家具類の配置や転倒防止措置によって、家の中に安全な空間を確保しておき、落ちると危険な物は家具の上など高い所には置かないよう配慮します。

(イ) 家屋周辺(ブロック塀、排水溝)の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行います。また、集中豪雨時に排水が速やかに行われるよう自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか日常的に点検を行います。

## (6) 高層集合住宅の予防対策

高層住宅は、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられますが、地震等によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階の居住者を中心に、自立生活に大きな支障を来たすことが明らかです。また、長周期振動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れることにより家具転倒のリスクが高くなることなどが懸念されています。家庭における予防対策に加え、以下のような対策にも取り組むように努めてください。

### ア 震災対策用施設の整備と管理

ライフラインが復旧するまでの間、高層階の居住者が自立生活できるように次の施設の整備と適正な管理に努めてください。

#### (ア) 防災備蓄スペース

必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用します。

#### (イ) 防災対応トイレ

常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同で使用します。

### イ 安全対策

居住者は、管理組合等とともに震災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するように努めます。また、家具の固定などの安全対策に努めてください。

## (7) 事業者の防災対策

ア 防災について、常に配慮するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制に努めなければなりません。

イ 管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内の什器等の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

ウ 災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事務所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、住民と協力し周辺地域における防災行動を行うことが求められます。

## 6 災害に強い街づくり

### (1) 建築物の耐震・不燃化の促進

#### ア 一般建築物（木造住宅・分譲マンション）

市は、各種補助、融資等の支援制度を、パンフレット等を利用し区民に周知し、区民がその制度を活用することにより木造住宅及び分譲マンションの耐震・耐火を促進します。

#### (ア) 木造住宅耐震診断士派遣制度（まちづくり局）

#### (イ) 木造住宅耐震改修助成制度（まちづくり局）

#### (ウ) マンション耐震診断・改修工事等助成事業制度（まちづくり局）

(エ) 特定建築物耐震改修等事業助成制度（まちづくり局）

イ 公共建築物

区役所をはじめ各施設の管理者は、災害時において拠点施設となる施設の地震対策が必要のため、施設の耐震診断を行い、耐震補強工事を実施し、総合的な安全対策を講じます。

(2) 倒壊・落下物防止等

市は、建築物の窓ガラス、外壁、ブロック塀の倒壊や広告物の落下は人命を危機にさらすだけでなく、避難、救援活動の障害となるので、危険なものに対する改善指導などの対策を行います。

(3) 河川災害の防止等

市内を流れる河川は、多摩川と鶴見川の2つの水系に分かれており、市が整備する河川について、風水害に備え、河川の改修を計画的に行います。なお、川崎市のホームページでは水位や雨量などの防災情報を公開しています。

<資料4 洪水ハザードマップ>

(4) がけ崩れの防止等

市は、土砂災害を防止するため、関係法令等に基づき、指導・規制及び警戒避難体制の整備を行っています。また、県等の関係機関と急傾斜地崩壊危険区域等の情報の共有化に努めるとともに、区民に土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域を周知しています。さらに、がけの所有者に対して、がけ崩れを誘発するような行為の防止についての広報を行うほか、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための工事費の一部を助成する川崎市宅地防災助成金制度<sup>※</sup>や住宅金融支援機構で行っている宅地防災工事資金融資制度を案内するなど、がけ地での災害予防に取り組みます。

<資料2 急傾斜崩壊危険区域一覧>

<資料3 土砂災害ハザードマップ>

※【川崎市宅地防災工事助成金制度】市内におけるがけ崩れや土砂の流出による災害防止や復旧のために、擁壁の設置などの工事をされる方にその工事費用の一部を助成する制度です。（所管：まちづくり局指導部宅地企画指導課）

(5) 上下水道施設の安全対策

ア 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことができない重要な社会公共事業であることから、水道施設の安全性強化のため具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行なうなど、被害を最小限に止めるための諸施策を実施します。

(ア) 浄水施設の保全

(イ) 送・配水施設の整備

イ 下水道設備

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための都市の基幹的な施設であることから、災害に備えて下水道施設の防災対策の推進を図ります。

(ア) 下水道管きよの耐震性の向上

(イ) ポンプ場、水処理センターの機能向上

(ウ) 応急復旧体制の確立

<資料5 内水ハザードマップ>

## (6) 都市の防災構造化

市は、防災性の向上のため、防火地域及び準防火地域の拡大等により、災害時における避難地及び避難路として重要な幹線街路の機能の確保並びに都市の不燃化等を推進し、災害に強い街づくりを図ります。

## 7 災害時要援護者の支援

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進します。

### (1) 自助・共助の推進

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとします。

また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めます。

### (2) 災害時要援護者避難支援制度

地域の共助による支援体制作りを推進するため、市は、支援を希望する災害時要援護者からの申し込みにより名簿を作成し、町内会・自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配付します。支援組織は、平常時から面接を通じて状況を把握するとともに災害時の情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、災害時の避難支援者の確保に努め、災害時には支援者自身の安全確保をした上で、避難支援者による情報の伝達や的確な避難誘導を行います。

### (3) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成

災害時要援護者及びその保護者は、災害時に備えて、平常時から地域活動に参加するなど、近隣住民との良好なコミュニティの形成に努める必要があります。また、市及び区は、そのコミュニティ形成の環境づくりへの配慮を行います。

### (4) 福祉避難所ネットワーク会議

区は、通常の避難所で安定した避難生活を送ることが困難な高齢者、障害者等が、より適切な環境のもとで避難生活を送ることができるように、区内の社会福祉施設と連携し、災害時要援護者に対する支援体制を確立するための連絡会議を行います。

### (5) 災害時要援護者の避難後の対策

市及び区は、避難所における災害時要援護者の受入体制や、施設の状況、災害時要援護者に配慮した施設の利用方法等を平常時から避難所運営会議と共に検討します。また、長期に渡る避難生活について、健康福祉局と共に災害時要援護者に対する支援の継続等の検討を行います。

## 第3章 災害応急対策計画

### 1 組織

区は、災害の状況に応じた活動体制の構築と適切な人員配置を行い、迅速かつ適切な応急対策活動を実施します。

#### (1) 区災害警戒体制

##### ア 設置基準

- (ア) 市内で震度5弱又は5強の地震があったとき。
- (イ) 大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報が1つ以上発表され、災害が発生するおそれ大きい場合で、区災害警戒本部を設置するに至らないとき。
- (ウ) その他必要と認めるとき。

##### イ 職員配備と活動内容

- (ア) 地震：指示を受けた区本部要員（区連絡員については震度5強で自動参集）及び区業務継続要員（情報収集、関係部署・機関との調整）
- (イ) 風水害：1号又は2号動員職員（情報収集、関係部署・機関との調整、管内パトロール

##### ウ 廃止基準

- (ア) 区災害警戒本部又は区災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき。
- (ウ) 被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

#### (2) 区災害警戒本部

##### ア 設置基準

市本部長は、災害の規模及び種類並びに被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区災害警戒本部を設置します。

(参考) 市災害警戒本部の設置基準

- 東海地震注意情報が発表されたとき
- 大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報が1つ以上発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき
- その他市長が必要と認めるとき

##### イ 組織

- (ア) 区本部長は区長を、区副本部長は副区長をもって充てます。
- (イ) 区本部に事務局及び班を設置し、構成は「資料14 区本部の編成及び分掌事務」のとおりとします。
- (ウ) 風水害時の動員は3号配備以上とします。
- (エ) 消防署及び各班は、情報連絡担当者を設置し、事務局に派遣するものとします。
- (オ) 区警戒本部長は、区警戒本部を設置したとき、直ちにその旨を市警戒本部長に報告するとともに、警察署等の防災関係機関に通知します。

#### ウ 主な所掌事務

- (ア) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (イ) 区域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (ウ) 構成する班に対する気象情報・水防情報等の収集伝達に関すること。
- (エ) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (オ) 警戒巡視・広報活動に関すること。
- (カ) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

#### エ 廃止基準

- (ア) 区災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき。
- (ウ) 被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。

### (3) 区災害対策本部

#### ア 設置基準

市本部長は、災害の規模、及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区災害対策本部を設置します。

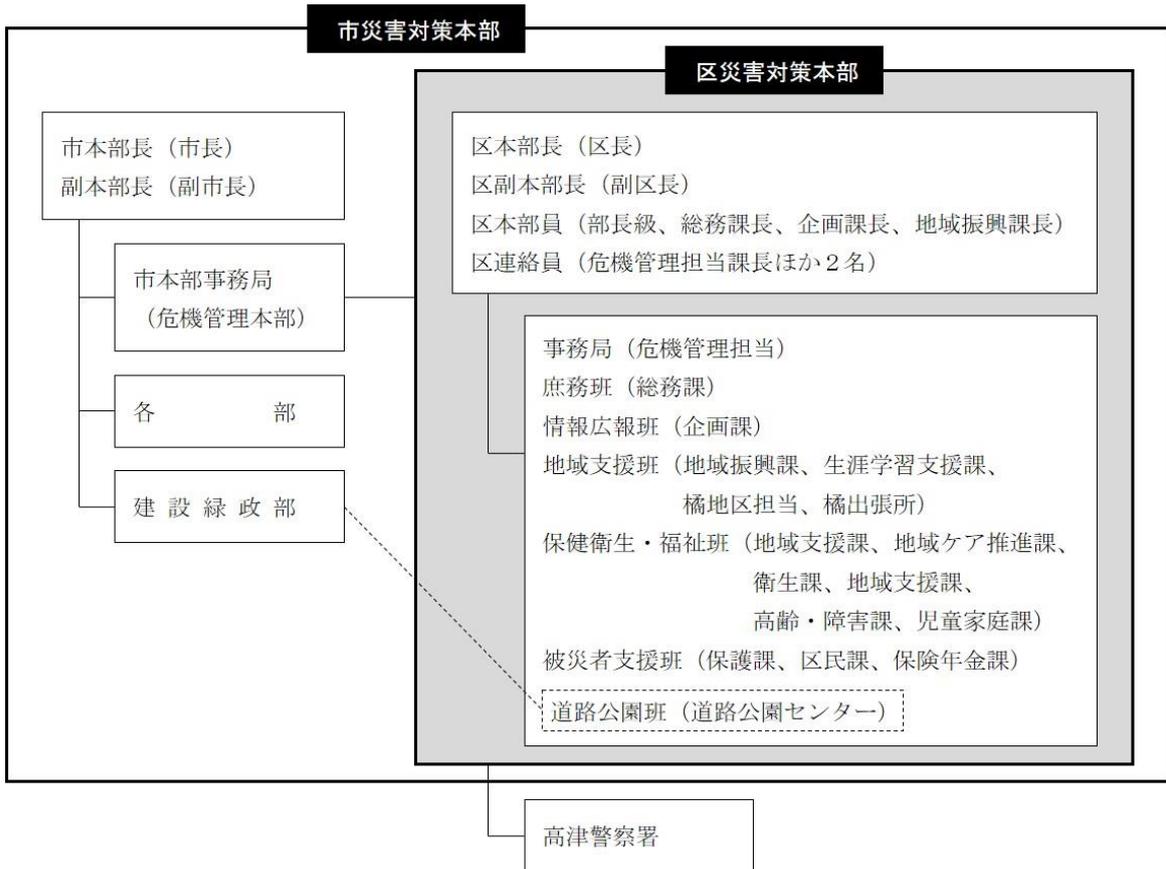
(参考) 市災害対策本部の設置基準

- 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき
- 市内で地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- 東海地震予知情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたとき
- 大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表されるなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき
- その他市長が必要と認めるとき

#### イ 組織

- (ア) 区本部長は区長を、区副本部長は副区長をもって充てます。
- (イ) 区本部員は部長級、総務課長、企画課長、地域振興課長をもって充てます。
- (ウ) 区本部に事務局及び班を設置し、構成及び所掌事務は「資料14 区本部の編成及び分掌事務」のとおりとします。
- (エ) 消防署長及び各班長は、情報連絡担当者を選出し、区本部事務局に派遣します。

【構成組織図】



<資料 14 区本部の編成及び分掌事務>

ウ 区本部会議

区本部長は、応急対策活動を効果的に実施するため、区本部会議を開催します。

(ア) 構成員

役職	構成員
区本部長	区長
区副本部長 (事務局長)	副区長
区本部員	区民サービス部長、担当部長・橘出張所長、地域みまもり支援センター所長、地域みまもり支援センター副所長、道路公園センター所長、総務課長、企画課長、地域振興課長
区本部事務局	危機管理担当

(イ) 主な所掌事務

- a 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- b 消火又は延焼の防止に関すること。
- c 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- d 医療救護に関する措置に関すること。
- e 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- f 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。

- g 緊急を要する避難の指示に関すること。
- h 区本部配備体制の緊急を要する変更に関すること。
- i 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
- j 災害時における区内災害対策総合計画の策定に関すること。
- k その他、災害対策に必要な措置

#### (4) 動員区分

##### ア 区本部要員

災害時の応急活動を行う上で必要な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。原則として、参集場所へ徒歩参集可能な者や所属する部の業務全般を把握するものとします。

(区本部長、区副本部長、区本部員、区連絡員)

##### イ 区業務継続要員

業務継続計画に基づき災害時の応急活動を行う職員。

(区本部要員以外の区役所職員全員)

##### ウ 避難所運営要員

発生後7日間程度、避難所の開設・運営に従事する職員。本庁職員で、高津区内及び隣接自治体在住職員のうち業務継続要員以外の職員の中から指定されます(1避難所10名程度)。

##### エ 区初動対応職員

区本部が設置されるまでの間の初期体制の整備、情報収集及び伝達を行う職員。夜間・休日に災害が発生した場合、自宅から区役所まで30分以内に参集できる他局職員の中から指定されます。

#### (5) 配備体制及び基準

##### ア 震災対策時の配備体制及び基準

基 準		配備区分	参 集
市内で震度5弱の地震があった時		指示を受けた ・区本部要員 ・区業務継続要員	指示による参集
市内で震度5強の地震があった時		区連絡員3名	自動参集
		指示を受けた ・区本部要員 ・区業務継続要員	指示による参集
市内で震度6弱以上の地震があった時		全職員	自動参集
東 海 地 震	注意報発表時	区本部要員	自動参集
	予知情報発表時		
	警戒宣言時	全職員	自動参集

※参集場所は各所属

イ 風水害対策時の動員の考え方

(ア) 大雨に関する動員対象の考え方

発令の目安		対応内容及び動員体制
1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合</li> <li>水防警報が発表</li> </ul>	被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集、伝達、警戒及び応急対策活動を行うことができる体制とする。
2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合</li> <li>台風接近時は大雨注意報が発表</li> </ul>	
3号	高齢者等避難、避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、避難所開設運営、高齢者等避難等の発令、避難所開設状況等の提供、駅前滞留対応等ができる体制とする。
4号	台風又は集中豪雨等により、複数の区にわたって甚大な被害が発生した場合で、さらに拡大する可能性がある場合	災害防御及び救助体制を築き、関係局区で横断的に対応できる体制とする。
5号	台風又は集中豪雨等により、市内全域に被害が発生している場合	市(区)内全域に発生した被害に対し、市の総力をあげて対処する体制とする。

(イ) 大雪に関する動員対象の考え方

発令の目安		対応内容及び動員体制
1号	大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	情報収集、伝達及び道路除雪対策計画に基づく除雪対応ができる体制とする。
2号	大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	上記対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応ができる体制とする。
3号	複数の区で相当数の被害が発生した場合、又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動のほか、施設等の利用者の安全確保、情報提供ができる体制とする。
4号	複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を築き、関係局区で横断的に対応できる体制とする。

5号	市内全域に被害が発生している場合	市(区)内全域に発生した被害に対し、市の総力をあげて対処する体制とする。
----	------------------	--------------------------------------

※震災時においても、家屋の倒壊等被害が発生するおそれがある場合、避難指示等を発令することがあります。

(ウ) 台風・集中豪雨等、大雪、都市災害の職員動員配備の目安

所属	1号	2号	3号	4号	5号
区役所(道路公園センターを除く)	連絡員	5~10%	10~50%	50~80%	100%
道路公園センター (都市災害時は別表へ)	10~20%	20~50%	50~80%	80~ 100%	100%

(エ) 都市災害時における道路公園センターの動員配備の目安

所属	1号	2号	3号	4号	5号
道路公園センター	連絡員	5~20%	20~50%	50~80%	100%

(6) 区本部の応援要請

ア 区本部長は、「川崎市受援マニュアル」に基づき、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請します。ただし、緊急を要し、また止むを得ない事情のある時は、区本部長の判断により、民間企業・各種団体・地方公共団体に要請することができます。

【各防災関係機関の活動拠点の設置(高津区周辺)】

関係機関名	名称	備考
警察機関	等々力陸上競技場他	警察災害派遣対等の全国からの応援部隊宿营地及び車両置き場等
自衛隊	等々力運動広場他	宿营地及び車両置き場等
消防機関	等々力催し物広場他	緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の宿营地及び車両置き場等
ライフライン事業者	会館とどろき	宿营地、車両置き場及び資機材置き場等
水道事業者	長沢浄水場	
他都県市等	県立多摩高校	他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員の宿泊場所等
医療関係機関	等々力補助競技場他	ヘリコプターによる重症者等の後方輸送拠点
各機関	古市場多摩川河川敷	ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点
消防局航空隊	川崎総合科学高等学校屋上	ヘリコプターの運航支援実施場所

基幹的広域防災拠点	東扇島地区	物流コントロール、海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地、広域支援部隊等のベースキャンプ
-----------	-------	--

イ 区本部長は、区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、市本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができるものとします。(市災害対策本部規程第10条第1項)

## 2 情報の共有

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施します。また、地域住民に対し正しい災害情報を適切に提供するため、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

### (1) 情報の収集

区本部は、区民及び災害対策本部、防災関係機関等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し記録します。

### (2) 情報の伝達

警察署、消防署等関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、市本部に報告します。

### (3) 広報・広聴

#### ア 広報の方法

区本部は、地域防災拠点を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

- (ア) ラジオ・テレビによる広報
- (イ) 防災行政無線による広報
- (ウ) 電子メール、インターネット等を活用した広報
- (エ) 広報車による広報
- (オ) 消防ヘリコプターの活用
- (カ) 職員による広報
- (キ) 広報印刷物等による広報
- (ク) 防災テレホンサービス
- (ケ) ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用
- (コ) 防災アプリ

#### イ 公聴活動

被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を行うために、必要に応じて避難に臨時相談所を設置し、相談要望等の早期解決に努力します。

### 3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

#### （1）消火活動

地震発生時等における火災については、近隣住民や自主防災組織等と連携し初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、自身の安全を確保し、可能な範囲で初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

#### （2）救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合は、救出のために付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

#### （3）応急手当

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。

消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身につけた「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急手当に対して備えます。

#### （4）通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに自らの安全の確保に努めます。

### 4 避難対策

#### （1）避難の種類

市長及び区長などの避難情報の発令の権限を有する者は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、避難誘導を行います。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示します。

##### ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行います。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」といいます。）は、事前に登録している災

害時要援護者の避難支援を開始します。

また、市長及び区長は、必要に応じて、高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難(自主避難)することを促します。

#### イ 避難指示(警戒レベル4)

市長又は区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

#### ウ 緊急安全確保(警戒レベル5)

市長又は区長は、災害が発生、または切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、緊急安全確保の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として緊急安全確保を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

<資料 15 洪水に関する避難情報の発令基準>

<資料 16 土砂災害に関する避難情報の発令基準>

## (2) 避難所・緊急避難場所の開設

### ア 震災の場合

#### (ア) 勤務時間内

区長は、川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は災害の状況により避難所の開設が必要と認められる場合は、区職員を直ちに全ての避難所へ派遣して、施設の安全性の確認等避難者の収容に必要な措置を講じた後、避難所を開設します。なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が代行して避難所を開設します。

#### (イ) 勤務時間外

川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は避難所の開設が必要と認められ参集を指示された場合には、避難所運営要員はあらかじめ指定された避難所へ参集し、地域住民や施設管理者と連携し、施設の安全確認等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し住民を受入れます。また、区長は、区役所に参集した区職員を、全ての避難所へ派遣します。

### イ 風水害の場合

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣します。

### (3) 避難の実施方法

#### ア 避難情報の伝達

市長及び区長は、避難情報を発令した場合は、避難対象住民に対し、防災行政無線による放送、広報車、消防車両による放送等、直接広報によって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、住民への周知徹底を図るよう努めます。

#### イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区職員は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災組織等の協力により避難誘導に努めます。その際、指定された避難所へ危険で行かれない場合は、安全に行くことのできる最寄の避難所等への避難誘導を行います。また、誘導に当たっては、傷病者、身体障害者、高齢者等の災害時要配慮者に配慮して行います。

### (4) 避難所の運営（避難所運営会議）

震災時において、避難所が開設された場合は、被災者の避難生活の安定を図るために、区本部と区民が連携して管理運営する必要があります。このため、平常時から自主防災組織や施設管理者、地元ボランティア等で構成された避難所運営会議を中心に避難住民の協力を得て市職員（避難所運営要員）と連携し、避難所の管理運営を行います。

また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとします。

なお、風水害時においては、区職員が施設管理者と連携しながら避難所を開設・運営します。

#### ア 避難所の業務

##### (ア) 避難所の開設・管理

(イ) 負傷者や急病患者への救護活動

(ウ) 避難者確認及び名簿の整理

(エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設

(オ) 避難所自治組織の運営指導

(カ) 避難者及び区民への給食活動

(キ) 施設管理者との調整

(ク) 安否確認への対応

(ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

#### イ 避難所運営会議の編成

##### (ア) 総務班

a 避難所内・外の連絡・調整

b 避難所内レイアウト管理

c 避難所運営（施設内照明消灯や避難所記録など）

d 在宅被災者との連絡・調整

e ボランティアの受け入れ管理

- f 取材受付
- g 避難所運営本部事務局
- h その他業務の調整
- (イ) 避難者管理班
  - a 避難者名簿・居住グループ管理
  - b 避難者問い合わせ対応
  - c 郵便物等取り次ぎ
- (ウ) 施設管理班
  - a 施設の状況確認
  - b 防犯パトロール
  - c 防火指導
- (エ) 食料物資管理班
  - a 支援物資・食料の出納管理
  - b 炊き出し
  - c 食料・物資の配布
  - d 必要物資の調達
- (オ) 情報広報班
  - a 情報収集
  - b 避難所外への情報発信
  - c 避難所内への情報伝達・広報
  - d 避難者個人への情報伝達
- (カ) 救護、環境衛生班
  - a 医療・介護活動の管理
  - b 衛生に関する検討
  - c ペット管理

## 5 帰宅困難者対策

### (1) 武蔵溝ノ口駅・溝の口駅周辺の混乱防止

通勤通学者が集中する武蔵溝ノ口駅・溝の口駅及びその周辺における混乱を防止するため、区長は、「溝の口駅周辺地域エリア防災計画」に基づき、高津区防災ネットワーク会議及び関係機関と連携し、駅周辺における乗降客の集中状況及び鉄道・バスの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに、警察、消防、鉄道事業者及び一時滞在施設管理者等関係機関と連携・協力を図り、交通整理、誘導等の必要な措置を実施します。

### (2) 帰宅困難者への支援

#### ア 区本部の支援

交通機関の運行の停止等により、区内において滞留する帰宅困難者に対して、被災状況、交通状況等の情報提供等の支援を行います。また、一時滞在施設を開設した際、施設利用者に飲料水や防寒シートの配付を行います。

#### イ バス事業者の支援

バス事業者は道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施します。

#### ウ 協定による各種団体の支援（情報、水道水、トイレ等の提供）

（ア）ガソリンスタンド

（イ）自動車販売店

（ウ）コンビニエンスストア

（エ）ファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペース

<資料 12 帰宅困難者一時滞在施設一覧>

<資料 17 帰宅困難者支援協定団体一覧>

## 6 医療救護体制

### （1）区本部の役割

区本部に、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を設置します。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医師等の配置、医薬品等の受入、患者の搬送等のコーディネートを中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行います。

### （2）医療救護所の設置

市本部及び区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況及び地域医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置します。

#### ア 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽傷者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽傷と区分された者を誘導して手当を行うために設置します。

#### イ 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置します。なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておきます。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部に支援を要請します。

#### ウ 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置し、原則として、避難所を巡回する形式とします。

### （3）病院・診療所の役割

#### ア 病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付けます。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整えます。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、

院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行います。

なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、市本部が必要な調整を行います。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとします。

(ア) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院）

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定される場合があります。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体で重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとします。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として市本部が調整を行うものとします。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送しますが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として市本部が、神奈川県医療救護本部や市外の当該機関等と調整を行います。

(イ) レベル2（区内災害医療強化病院）

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとします。

- a 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- b 神奈川県が指定する災害協力病院
- c 上記のほか、その設備、規模、体制等から区を中心となる役割を期待できる病院

(ウ) レベル3（区内災害医療連携病院）

所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付けます。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当します。

(エ) レベル4（区内災害時支援病院）

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付けます。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）全ての病院が該当します。

【市内病院の位置付け】

レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者を受け入れる。
2	レベル1以外の災害拠点病院 災害協力病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患

	上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心とする役割を期待できる病院		者を中心に受け入れる。
3	レベル1・2を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル1～3を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。

【市内の災害医療拠点病院】

医療機関名	所在地	許可 病床数	救急救命 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通1 2-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート(屋上)
関東労災病院	中原区木月住吉 町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート(屋上)
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1 -383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小杉病院専用ヘリポート(屋上)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子5- 1-1	400		○		諏訪河川敷 (1500m)
聖マリアンナ医 科大学病院	宮前区菅生2- 16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘 総合センター (1600m)
市立多摩病院	多摩区宿河原1 -30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート(屋上)

【救急告示医療機関】 (高津区内)

医療機関	所在地	電話番号
総合高津中央病院	溝口1-16-7	822-6121
帝京大学医学部附属溝口病院	二子5-1-1	844-3333
片倉病院	新作4-11-16	866-2151
福住医院	末長3-12-3	888-1161

<資料 11 防災マップ>

## イ 診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取り得る体制が大きく変動することから、まず、災害発生時は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告します。

従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とします。

なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合には、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定します。

## 7 物資の供給

### (1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水の必要が生じた場合、速やかに上下水道部に応急給水拠点の開設や給水車の派遣を要請します。（給水量は原則として1人、1日当たり3リットル程度とします。）

<資料 11 防災マップ>

### (2) 食料・生活必需品

区本部は、災害の発生により、区民が家屋の倒壊、焼失等の被害を受け、食料品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、その応急供給体制を速やかに確立します。

#### ア 食料

##### (ア) 応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給します。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給します。

##### (イ) 応急供給の対象者

災害の発生によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保が困難な者とします。

##### (ウ) 応急供給する食料の品目及び数量の基準

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とします。

a アルファ化米等、1人、1食当たり精米換算 100g 程度

b 乳児用粉ミルク、1人、1日当たり粉換算 135g 程度

##### (エ) 調達

a 区本部は、避難所運営会議等の協力を得て、避難所の避難者数、必要な食料の品目及び量を把握します。

b 区本部長は、食料の応急供給が必要であると認める場合に、被災者支援班に指示し、避難所から報告された必要量を算出して確保するとともに、災害対策用備蓄食料、米飯

業者等への注文で不足を生じる場合は、直ちに市長に食料の調達を要請します。

(オ) 供給の実施方法

a 供給場所

原則として避難所とします。

b 供給の実施主体

食料供給は、区が主体となります。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織及び避難所運営会議等の協力を得て実施するものとします。

ア 生活必需品

(ア) 供給対象者

災害の発生によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ生活必需品等の確保が困難な者としてします。

(イ) 供給品目

a 衣料品、下着、寝具、毛布等

b 日用品雑貨（タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等）

(ウ) 供給基準

衣料品、寝具、日用品雑貨のうち必要な数量の供給に努めます。

(エ) 調達

区本部長は、災害時において生活必需品の供給が必要と認めた場合に、被災者支援班へ指示し、必要量を確保するとともに、備蓄在庫等で不足を生じた場合は、直ちに市本部長へその供給を依頼します。

(オ) 供給の実施方法

a 供給場所

原則として避難所とします。

b 供給の実施主体

生活必需品の供給は、区が主体となり、自主防災組織及び避難所運営会議の協力を得て実施します。

**(3) 救援物資の受入・配分**

区本部は、区役所内に輸送拠点を設け、自主防災組織及び災害ボランティアの協力を得て、緊急救援物資等の受入、分配、区内避難所への輸送等を行います。

## **8 遺体の取扱い**

**(1) 遺体安置所の設置**

市本部は、災害発生後、市内被害状況を踏まえて、遺体安置所を設置する区を決定します。決定後、各区本部は連携して、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容します。収容に当たっては、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施します。

### 【遺体安置所設置候補施設】

名称	所在地
高津スポーツセンター	二子 3-15-1
高津高等学校（旧体育館）	久本 3-11-1

#### (2) 衛生対策

区本部は、遺体の取扱いに際しては、感染症対策に配慮しながら、衛生的な保管に努めます。

#### (3) 資機材の調達

区本部は、警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋等の必要な資機材を調達・確保します。

#### (4) 遺体の検視・調査等

警察は、遺体の検視・調査等を行います。

#### (5) 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門家、警察協力医又は応援協力により出動した医師が行います。

#### (6) 遺体の処理

##### ア 遺体の処置等

必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を行い、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成します。

##### イ 身元の確認

警察の検視資料、歯科医師会の協力等により身元確認作業を行います。身元が判明していない遺体については、警察等の関係機関及び町内会・自治会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努めます。

##### ウ 遺体の引渡し

警察による遺体の検分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。

##### エ 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、遺体及び所持品の写真撮影、人相・着衣・特徴等の記録を行った上で、遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理します。なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報します。

## 9 応急危険度判定等

地震等による災害が発生した直後において、被災した建築物が余震等による倒壊や部材の落下等から発生する二次災害を軽減・防止するため、建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定・表示します。

また、被災した宅地ががけ崩れや土砂の流出などから発生する二次災害を軽減・防止するため、宅地の被害状況を調査し、主として宅地の立入制限に関する危険度判定を行います。

#### (1) 建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定活動

ア 災害対策本部が被災状況に応じ、建築物の応急危険度判定・被災宅地の危険度判定活動を

行うことを決定した場合、災害対策本部まちづくり部と区本部が連携し、判定拠点を設置します。

イ コーディネーター(市職員の行政判定士)の指示により、一般判定士による判定を行います。(建築物の応急危険度判定)

## (2) 資器材等

応急危険度判定活動用の資機材を高津区役所内倉庫(地下1階)に配置します。

ア 機材類: ナップザック、ヘルメット、下げ振り、クラックスケール、傾斜計等

イ 用紙類: 調査表、判定標識(ステッカー)、判定マップ、受付台帳、判定結果集計表、筆記用具等

## 10 ごみ・し尿処理

市本部は、避難所及び区民の在宅している世帯から発生するごみ・し尿を迅速に処理します。

### (1) ごみ処理

次のとおり分別区分し、収集及び処理を実施します。なお、処理施設が稼働不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じます。

ア 普通ごみ

イ 避難所ごみ

ウ 粗大ごみ ※災害発生に伴い発生する粗大ごみを優先します。

### (2) し尿処理

避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行います。機器の破損等により処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討します。災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行います。

### (3) 災害用トイレ

避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、災害用トイレの設置計画を作成します。また、避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置します。

## 11 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減します。

### (1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、または、発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

### (2) 警防活動

消防署、消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、震災時及び風水害は特に次に主眼を置き活動します。

#### ア 震災時（震度5強以上）

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

消火活動は、早期発見消火を優先させるため、警防計画で事前に定められた地域に、地震発生と同時に消防隊を出動させます。また、救急活動は、初動時には、高津消防署に応急救護所を開設し、医師又は救急救命士によるトリアージ（治療優先度判定）及び応急処置の活動を行い、医療救護所、収容可能な医療機関への搬送を実施します。

#### イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速、確実な情報収集が、災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

## 12 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

## 13 ライフライン

ライフライン事業者は、各事業施設において、防災対策を定め、速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

### （1）電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

電力需要の重要性に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続します。電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係機関に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じます。

また、災害により停電が発生した場合は、支障箇所の切り離し等によって停電範囲の拡大防止と早期復旧を図ります。

### （2）ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、被害拡大の防止を前提とした上で、ガスの製造・供給の維持、保安の確保に努め、ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。また、応急の復旧に当たっては、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行ないます。

### （3）上水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、送・配水機能が維持されている場合は、水道の漏水等に起因する二次災害の

発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力を挙げて短期間に復旧するものとします。

#### (4) 下水道（川崎市上下水道局）

下水道施設、設備の被災状況を緊急点検によりの確に把握し、施設内安全対策と施設維持、設備運転可能な範囲において機能回復処置を施します。

#### (5) 電話（東日本電信電話株式会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

##### ア 特設公衆電話の設置

指定された広域避難場所等に特設公衆電話を設置します。それ以外であっても、要請または必要と認めた場所に設置します。

##### イ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時にNTT東日本の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件はNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で周知を図ります。

## 14 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合には、「川崎市受援マニュアル」に基づき、支援の要請や全国各地から集結する多数の災害ボランティアの受入及び活動支援の体制の充実に努めます。

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所での炊き出しや物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、専門的な資格、技能、知識などを要する「専門ボランティア（医療ボランティア、消防ボランティア、応急危険度判定ボランティア、外国語通訳ボランティア、介護ボランティア、動物救援ボランティア等）」に区別されます。

### (1) 一般ボランティア

ア 市本部は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」といいます。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」といいます。）等と協働して、被災者のニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員について情報の提供を行います。

イ 市本部は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、川崎市災害ボランティアセンターを川崎市総合福祉センター内に設置し、市社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行います。

ウ 川崎市災害ボランティアセンターのほか、必要に応じ、各区にボランティア活動拠点（区ボランティアセンター）を置きます。

#### 【区ボランティアセンター設置候補施設】

施設名	住所
生活文化会館（てくのかわさき）	高津区溝口1-6-10
男女共同参画センター（すくらむ21）	高津区溝口2-20-1

#### (2) 専門ボランティア

専門ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、情報や活動場所を提供します。また、区本部との協働により効果的な活動ができるよう支援を行います。

### 15 公共施設等

学校長及び施設の管理者は、施設等が避難計画に基づく避難施設に指定され、かつ、地域住民等の避難があった場合において、避難者の受入体制、施設の管理、救援・救護対策の実施に関して、区本部その他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとします。

## 第4章 区民生活の安定

### 1 被災者への生活支援

区において生活相談窓口を開設し、区民への生活支援対策を実施します。また、生活援護資金の支給、各種融資、り災証明の発行及び家屋調査、市民税等の減免措置等の受付を実施します。

＜資料 18 川崎市支援・減免制度一覧＞

#### (1) 生活相談

ア 区本部は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの要望事項等を聴取し、関係機関との調整によりその解決に努めます。

イ 区長は、相談窓口で受けた要望の内容等を総務企画局長に報告します。

#### (2) 生活援護資金等

ア 災害による死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた区民に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、災害遺児等福祉手当を支給するものとします。

イ 区内に居住する者又は区内で事業を営む者が、災害により被害を受けた場合に生活等の立直しを援護し、市民等の自力復興を促進して市民生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅資金、災害対策資金、農林漁業災害関連融資を行います。

#### (3) り災証明

ア 家屋調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施します。

イ り災証明書の発行

区本部は、被災者からり災証明書の交付申請が提出された場合は、家屋調査の結果に基づき、または確認できない場合は申請者の立証資料に基づき、区長名でり災証明書を発行します。

なお、証明書の発行者は、火災に関する被災については消防署長、その他の災害（震災、風水害等）については区長となります。

#### (4) 市税・保険料等の減免措置等

被災して市税を納めることが困難な場合は、申請により納期限の延長、納税の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて受けることができます。

また、市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、市介護保険料、及び国民年金保険料についても被災の実態に応じて減免等を受けることができます。

### 2 被災者の住宅確保

災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅（民間の賃貸住宅の借上げ及び建設）の供与を実施します。また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供します。

## 第5章 東海地震に関連する対策計画

現在、東海地震に関連する情報の発表は実施されず、異常現象が覚知された場合は気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとなっています。

しかし、大規模地震対策特別措置法では「東海地震関連情報」の規定が残されていることから、「川崎市地域防災計画（震災対策編）」においては、「東海地震関連情報」の記載がなされており、本計画においても市計画との整合性を図ることとします。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、本章の規定を準用して対応することとします。

### 1 大規模地震対策について

川崎市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」ではありませんが、大規模地震対策特別措置法に基づき、「地震防災対策強化地域」において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、東海地震対策を定めています。

### 2 東海地震に関する情報が発表された場合の対応措置

区長は、気象庁が発表する情報（東海地震に関連する調査情報（定例・臨時）・東海地震注意情報・東海地震予知情報）に応じて区災害対策警戒本部を設置し、警戒体制をとります。

#### (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時

災害警戒態勢を確立し、続報を逃さない情報収集体制を確保します。

#### (2) 東海地震注意情報発表時

区本部を設置し、警戒態勢にあたります。組織及び配備については、第2章で定める体制で、区本部要員は自動参集となります。なお、活動上必要と認められるときは、区長の判断により、配備体制を強化することができます。

### 3 警戒宣言時（東海地震予知情報発表時）の対応措置

#### (1) 区がとるべき措置

ア 東海地震予知情報を受けて警戒宣言が発令されたときは、区本部を設置し、市民に正しい情報を提供するとともに、地震発生に備え必要な事前措置を図ります。

イ 警戒宣言が発令された場合の避難指示は原則として行いませんが、区民が自発的に避難をしてきたときには、区長は避難所を開設し、市長に状況報告を行います。

#### (2) 防災関係機関がとるべき措置

関係機関（電気・ガス・通信・鉄道等）は、区民及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等それぞれの機関に応じた広報を行います。

#### (3) 区民がとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、また地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、

発災後の被害を最小限に食い止めるため必要であることから、状況に応じた対処に努めるものとします。

ア 家庭にいたとき

(ア) 正確な情報の把握

ラジオ・テレビなどによる情報入手。また、市、区役所、消防署、警察署等からの広報入手。

(イ) 冷静な判断と行動

家庭にいる人のとるべき行動、役割分担の確認。

(ウ) 家具等の転倒、落下物防止措置

照明器具、家具等の固定の確認。

(エ) 火気使用の自粛

ガス等の火気類の使用は最小限にする。

(オ) 不要なコンセント等は抜いておきます。

(カ) 飲料水や生活用水を貯水します。

(キ) 非常持出品の再点検し、すぐに持ち出せるようにしておきます。

(ケ) 避難所や避難経路を確認し、隣近所で互いに連絡を取っておきます。

イ 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動します。

ウ 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動します。

エ 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多くの職場で決められているので、その計画により行動します。

オ 交通機関に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動します。

カ 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとります。

**(4) 事業所等がとるべき措置**

必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常どおり都市機能を確保することを基本とした対応を行います。

また、従業員等に対しむやみに移動を開始させることなく、身の安全の確保を図るものとします。

## **4 混乱防止対策**

東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通勤通学者等が集中する武蔵溝ノ口駅及びその周辺における混乱を防止するため、区長は、高津区防災ネットワーク会議及び関係機関と連携し武蔵溝ノ口駅等における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに、警察、消防、鉄道事業者及び一時

滞在施設管理者等関係機関と連携・協力を図り、交通整理、誘導等の必要な措置を実施します。

## **5 事前対策の推進**

区は、警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について職員に周知するとともに、区民等に対し、社会的混乱の防止を図るため東海地震に関連する情報の内容等の広報活動を行います。

# 高津区地域防災計画

(令和5年9月版)

高津区役所危機管理担当

〒213-8570 (住所省略可)

川崎市高津区下作延2-8-1

電話 044(861)3147

FAX 044(861)3103

E-mail [67kikika@city.kawasaki.jp](mailto:67kikika@city.kawasaki.jp)